

## 上富良野町プレミアム付商品券特定事業者募集要項

令和元年10月の消費税・地方消費税10%への引上げによる影響緩和措置として、低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券を販売するにあたり、物品の購入等により受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる特定事業者を公募いたします。

### 1. 事業の内容

【発行者】上富良野町（受託事業者：上富良野町商工会）

【購入対象者】

- (1) 上富良野町民のうち平成31年度(令和元年度)住民税非課税者  
(住民税課税者に扶養されている方と、生活保護者を除く)
- (2) 上富良野町民のうち0～2歳の子（H28.4.2～R元.9.30出生児）が属する世帯の世帯主（課税・生活保護世帯含む）

【概要】

- (1) 制度限度額：券面額2.5万円
- (2) プレミアム率：25%（プレミアム補助額5千円）
- (3) 発行内容：額面500円×10枚綴り×5セット×申請者数
- (4) 販売期間：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで
- (5) 利用期間：令和2年2月29日まで

### 2. 商品券の利用対象とならないもの

- ・出資や債務の支払い（国税・地方税、振込み手数料、使用料その他の公租公課）
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

### 3. 商品券取扱い厳守事項

- ・商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- ・商品券と現金の交換は禁止しています。

- ・商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- ・不足分は現金等で受け取って下さい。
- ・利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- ・商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

#### 4. 参加資格

上富良野町内に事業所、店舗等を有する事業者とし、町内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の事業者を除きます。

- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業をおこなっているもの
- ・上記2. 「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

#### 5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- ・利用可能店舗であることが明確になるよう、掲示ポスター・ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ・利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに上富良野町商工会へ報告して下さい。
- ・商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。

#### 6. 申し込みについて

##### (1) 上富良野町商工会会員

上富良野町商工会に申し込みして下さい。

##### (2) 上富良野町商工会の会員以外

上富良野町保健福祉課に「上富良野町プレミアム付商品券取扱店（特定事業者）登録申請書」（様式1）に必要事項を記入・捺印し、提出して下さい。

- ・申込期間

募集開始の日から令和元年8月20日まで

## 7. 特定事業者について

登録が認められた事業者に対し、取扱店舗ステッカー・ポスター等を交付します。「募集要項」に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店舗の承認を取消し、損害金が生じた場合は請求する可能性があります。

## 8. 換金について

- ・換金手数料無料。
- ・受け取った商品券は、上富良野町商工会へ提出して下さい。
- ・枚数を相互に確認した後、小切手をお受け取り下さい。
- ・換金請求期限は令和2年3月13日までとします。期間を過ぎての換金には一切応じられません。

(問合せ先)

〒071-0543

上富良野町中町1丁目1番8号 上富良野町商工会

電話：0167-45-2191

FAX：0167-45-9989

9:00～17:00（土、日、祝日を除く）